（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

第二条　令第三条第一項第一号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～五　略］

六　建築主事、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

［七・八　略］

（防火対象物の点検及び報告）

第四条の二の四　［略］

［２・３　略］

４　法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

［一～四　略］

五　建築基準法第五条第三項に規定する一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

［六～十五　略］

［５　略］

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六　［略］

２　法第八条の二の二第一項の防火対象物であって、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定（第三号に掲げるものにあっては、前項第一号から第四号までの規定）以外の規定を適用しないものとする。

［一　略］

（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

第二条　［同上］

［一～五　同上］

六　建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

［七・八　同上］

（防火対象物の点検及び報告）

第四条の二の四　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

［一～四　同上］

五　建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

［六～十五　同上］

［５　同上］

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六　［同上］

２　法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

［一　同上］